

イギリス地方史協会の紹介 (IX)

Lancashire and Cheshire Record Society

米川伸一

筆者は以前にチタム協会 Chetham Society をこの種の地方史協会としては、その業績から判断して全国でも屈指のものとして述べたのであるが、ランカシャー・チェシャー関係の最後のものとして今回紹介する「ランカシャー・チェシャー史料刊行協会」 Record Society for the Publications of Original Documents relating to Lancashire and Cheshire は、その刊行された史料の利用価値から見ればチタム協会と肩を並べる存在と云ってよいであろう。一八七九年六月に二二五名の会員により正式に発足した当協会は、それ以後二十世紀に入り各州に設立された「州立史料刊行協会」County Record Society の先駆となったものであり、両州における各種地方史協会の存在と併せ考えれば、如何に当地方の地方史熱が旺盛であり厚い研究者層によって支えられているかが判るであろう。ちなみに、将来において刊行が意図されている各種の史料を網羅的に列記すれば次の如きものがあるという。

- 「死後訊問調書」。
- 「遺言」。
- 「遺産目録」。

「特別税記録集」Subsidy Roll.

「マナ法廷史料」ギルト史料。

「証書」Deeds.

「ランカスター伯裁判所史料」。

「答弁記録集」Plea Roll. 「誓約記録集」Recognizance Roll.

宗教関係史料。

「婚姻許し証」Marriage Certificate. 「埋葬許し証」Funeral Certificate.

「教区簿」Parish Register.

「教区委員会許簿」Churchwarden's Account.

「国務文書」State Paper. 「王党派示談金提示書」Loyal Composition Paper 等の雑記録。

かくて、恵まれた環境と豊かな史料という好条件のもとで、当協会は一九六〇年に第一〇八巻を世に問うまで、毎年一冊欠かすことなく史料の刊行を続けて来たのである。

政治史関係。

〔一〕 Lancashire and Cheshire Record Pt. 1, Pt. 11, Pt. 12.

by W. D. Selby (vols. 7-8). 公文書館 Public Record Office に収められている両州関係の史料を整理分類したもので当地方の未刊の原史料を渉猟せんとする者には必須の成果であろうが、われわれには余り縁がないかも知れない。しかし、代表的な史料にはサンプルとして完全複製例が付されており、各種史

料への手引にもなることに注意を喚起して置こう。

[2] Memorials of the Civil War in Cheshire and the Adjacent Counties, Ed. by J. Hall (vol. 19). 議会軍の勢力にあらたな南チロキヤのナンタウヤチ Nantwich のマートン Thomas Maibon と同地に近うマートンの牧師であった Edward Burghall の通称「日記」と呼ばれつつあるものの完全記であるが、訳者の両書にまつる解説はチロキヤの市民革命史の叙述と共に一読の価値がある。

[3] Obligatory Knighthood (vol. 12, 「雑記録」)。チャールズ一世即位の際騎士の尊称の授与を拒否したロンドン・ロンドン・ロンドンの記録であり、両州革命史に役立つ。

[4] List of the Freeholders in Lancashire in 1600 (vol. 12, 「雑記録」)。

[5] A List of Freeholders in Cheshire, 1578 (vol. 43, 「雑記録」)。国土防衛を目的として行なわれた調査である。

[6] Marriage Licences vol. I 1606~1616, Vol. II 1616~1624, Vol. III 1624~32, Vol. IV 1639~44, Vol. V 1661~67, Vol. VI 1667~80, Vol. VII 1680~91, Vol. VIII 1691~1700, Ed. by F. Irvine (vols. 53, 56~57, 61, 65, 69, 73, 77); Marriage Bonds Pt. I 1700~7, Pt. II 1707~11, Pt. III 1711~1715, Pt. IV 1715~19, Ed. by P. H. Lawson (vols. 82, 85, 97, 101)。

結婚の手当書 bann など結婚が許可された Marriage Licence Bond として知られる書状を史料として保存する

れるようになった。チェスター司教区(チロキヤ・南部ランカシャー)のこれらを集めた史料(Marriage Licence Act Books)をそれが始まる一六〇六年以降収録したものである。

[7] Marring Bonds Pt. I 1648~1710, Pt. II 1711~22, Pt. III 1723~28, Pt. IV 1729~34, Pt. V 1734~38, Pt. VI 1739~45 (vols. 74~75, 80~81, 83, 100)。以前セントマートン副司教区 Richmond Archdeaconry に属したランカンシャ郡の「婚姻許可証」の「摘要」である。

[8] Cheshire and Lancashire Funeral Certificates A. D. 1600~78, Ed. by J. P. Laylands (vol. 6)。「埋葬許可証」はイリヤヌス治世の十八年、一五六八年に発令された以来実施されて来たが、本史料はその「摘要」である。

経済史関係。

[9] Final Concoords of the County of Lancaster Pt. I 1196~1307, Pt. II 1307~77, Pt. III 1377~1509, Pt. IV 1510~58, Ed. by W. Farrer (vols. 39, 46, 50, 60)。封建期に及ぶのは封土公示譲渡 feoffment の特許状のみが土地移譲を正当化する唯一の方法であったが、その不便を避けるべくこの「和解譲渡」Feet of Fine による形式が王の法廷での訴訟から発達したのは周知の事実である。当史料集はこの沿革を所領の移動を察知する史料としての利用価値が大である。

[10] Lancashire Inquests, Extents, and Fendal Aids, Pt. I 1205~1307, Pt. II 1310~1333, Pt. III 1333~1355, Ed. by W. Farrer (vols. 48, 54, 70) 以上はランカンシャ関係の史

料編者として著名なW・フアラアが宣誓審問、土地調査書、土地台帳、会計簿等をジョン王からエドワード一世のランカンシャについて勢力的に収録したもの。「死後訊問調書」Great Inquest of Service (一二二二年)、『Inquest of the Scutage of Gascony (一二四二～三年)等が含まれてゐるが、特に利用価値があるのはタップリングが縦横に駆使したランカスター伯所領・De Lacy 家所領の地代帳・会計簿の類であらう。

[11] A Calendar of the Deeds and Papers in the Possession of Sir James de Houghton Tower, Lancashire by J. H. Lumby (vol. 88). 当州の中・近世を通じて最大の土地所有者であり特にリブル河の南北に所領を集中していたホートン家に関するヘンリ二世以降の約一二〇〇の土地証書を中心に印刷したもの。史料は村落別に整理され大所領の形成を再構成するこゝが出来た。

[12] A Calendar of the Norris Deeds by J. H. Lumby (vol. 93) [11]と同種の史料の刊行をリムプールと縁の深いノリス家に行つたもの。時期は十二～十五世紀。

[13] A Calendar of that Part of the Collection of Deeds and Papers of the Moor Family of Bankhall by J. Brownbill (vol. 67). 前記二史料と同一の整理を十七世紀リムプールのシェントリとして広く知られたムーア家史料に行つて行なつたもの。

[14] Accounts of the Chamberlains and Other Officers of the County of Chester 1301—60, Ed. by R. Stewart-

Brown (vol. 59). チェンシャ伯の会計簿の全訳という貴重な成果であり、特権伯所領の行政・財政組織を理解するには必須のものであるばかりか、収入欄には賃貸地代、直営マナ地代、未成年者所領後見料、諸種法廷収入等を含み経済史の史料集としても第一級のものである。その他二・三のマナの荘官会計簿、森林管理人会計簿、知事会計簿等を含む。

[15] A Selection from the Prescott Court Leet and Other Records 1447～1600, Ed. by F. A. Bailey (vol. 89). 絶対王制期プレスコットに関する経済・法制史関係の雑多の史料を収録した、われわれには無視出来ぬものである。第一部は「プレスコット教会牧師所屬地」と題され当市教会付属財産の賃貸を中心とする史料で、土地代帳、土地調査書等を含み、第二部は「プレスコットの町とマナ」と題され、十五世紀の特許状等が集められてゐるが、二〇〇頁に達する十六世紀ノート・リークの抜萃が最も重要なものである。

[16] The Book of the Abbot of Combermere 1289～1529, Ed. by J. Hall (vol. 31) ナンタグ Combermere 修道院長に所屬するナントウチの世俗財産の記録で土地証書の他に十四～十六世紀に亘る八つの土地台帳を含む。

[17] Church Surveys 1649～1655 Ed. by H. Fishwick (vol. 1). 全二部から成る。第一部は一六四九年“An Act for the Providing Maintenance of preaching Ministers and other pious use”に於て設置された特別委員会による調査された教会財産についての史料であり長老派教会の設置に関

連して行なわれたものであろう。それ以前の二六四六年九月に大司教・司教の称号が廃止され十一月に大司教・司教の土地没収が議會を通過し、更に、六九年寺院評議会の廃止と土地没収も追加されていた。これらの諸令にもつき土地売却のため作製されたのが第二部の史料で、経済史の観点からは後者が有益で、当時のランカシャーの耕地制度を検討する際に役立つ。

[81] *The Royalist Composition Papers 1643~60* Vol. I A~B, Vol. II C~F, Vol. III G~H, Vol. IV I~O, Vol. V P~R, Vol. VI S~W, Vol. VII X~Y, Ed. by J. H. Stanning and J. Brownbill (vols. 24, 26, 29, 36, 72, 95~96). 当協会の刊行物中の白眉は市民革命期の王党派の土地没収と関連して行なわれた示談金制度の史料の完全複製である。

この周知の史料について多くを語る必要はあるまいが、一八九一年に第一巻が公刊されて以来一九四二年に完結するまで半世紀に亘って続けられた全七巻の史料は、イギリス地方史協会における史料刊行の着実さをそれ自身語っているようである。本史料は雑多な内容を含むが大別して、(1) 請願書、(2) 訊問の是非に関する法廷の決定、(3) 決定を執行する命令、(4) 州委員会会の通信、(5) 大法官府主事への具申等。なお、九五巻には編者の詳細かつ有益な紹介文があることを付記して置こう。

[9] *Minutes of the Committee for the Relief of Plundered Ministers, and of the Trustees for the Maintenance of Ministers*. Pt. I 1643~54, Pt. II 1650~60, Ed. by W. A. Shaw (vols. 28, 34). the Committee for Plun-

dered Ministers がロード体制以後国家権力或は王党軍により迫害された新牧師の救援を目的として設置され、一六四二年以降活動を開始した。本書はその党書の完全複製という全イングラントでも目新しい成果であって冒頭の紹介には没収教会所領からの収入簿も記録されており、市民革命の研究者には必読の成果と見做されよう。

[20] *Chorley Survey* (vol. 33. 「雑記録」). 市民革命直後に行なわれたヘンクワイン Richard Chorley の土地調査書の全文訳で考え得る印刷された土地調査書として最高の出来を示し研究意欲をそそられる史料である。

[12] *Registers of Estates of Lancashire Papists 1717~1788*, Vols. I~II 1717, Ed. by R. S. France (vol. 98, 108). これは十八世紀農業史に利用し得る成果として極めて注目すべきものである。十八世紀初頭におけるジャコバイトの反革命への弾圧として一七一五年何時でも彼らの所領に課税が出来るように「カトリックに彼らの名前と不動産を登記させる義務を負わせる」国会制定法 (1 Geo. I. c. 55) が通過し、これにより本書の原本となった「カトリック教徒所領簿」 *Registers of Papists' Estates* が作成されたのである。これにはカトリック教徒姓名、所属社会層、不動産、利用状態(賃貸…)、年代(貨幣・生産物・労役)という順序で記録されており、比較的史料の少ない十八世紀初頭の史料として見逃すことの出来ないものではなからうか。

都市関係。

[72] *Rolls of Burgesses at the Guilds Merchant of the Borough of Preston Co. Lancaster, 1397~1682*, Ed. by W. A. Abram. (vol. 9). アンリ二世時代に特殊状を獲得した当市のギルド組合員登記簿を中心とした記録で、編者は *Memorials of the Preston Guilds* の著者。

[73] *Extracts from Liber Luciani de Lande Cestrie*, Ed. by M. V. Taylor (vol. 64). 十二~十三世紀チェスター市の年代記である、St. Werburgh 修道院の僧侶の筆になると言われない。

[74] *Rolls of the Freemen of the City of Chester Pt. I 1392~1700, Pt. II 1700~1805*, Ed. by G. H. E. Bennett (vols. 51, 55). 自由民登記簿の「摘要」で本人と父親の職業が記載されている。

[75] *Rolls of the Freemen of the Borough of Lancaster 1688~1840 Pt. I A~L, Pt. II M~Z*, Ed. by T. C. Hughes (vols. 87, 90). ランカスターの自由民の職業を史料。自由民の職業別統計を時代別に作製出来よう。

[76] *Calendar of Chester City Council Minutes, 1603~1642*, Ed. by M. J. Groombridge (vol. 106). チェスター市の十七世紀初頭から市民革命の勃発に至るまでの「市会議事録」の「摘要」であって、市民革命期に至る都市の動向を知る史料が更に一つ追加されたことを喜びたい。冒頭の編者の十七世紀チェンヤについての要を得た紹介も見逃せない。財政史関係。

[77] *Cheshire in the Pipe Rolls 1158~1301*, Ed. by R. Stewart-Brown (vol. 92). 元来「宮廷財務記録集」Pipe Rolls は特に「宮廷財務記録集出版協会」Pipe Roll Society の設立によってその公刊が進められていることは周知だが、史料の膨大なため既に七〇冊余りも刊行されているにも拘らず今だに十三世紀後半にも達していない。本書は特にチェンヤに関係したものを十四世紀に至るまで完全複製し各史料に編者のノートを付し、とりあえず同州を対象とする中世史家の便に供したものである。

[78] *Lancashire Lay Subsidies*, Ed. by A. C. Vincent (vol. 27). ランカシャーの特別(臨時)税を史料の完全訳をも含めて徹底的に分析した輝かしい成果の第一部が本書であり、租税史の研究でも詳密さにおいて群を抜いている。各時代の特別税一覧に始まり一二一七年の最初のものからそれに関係した公文書がくまなく渉猟されている。

[79] *The Exchequer Lay Subsidy Roll of Robert de Shirburn and John Radcliffe*, Ed. by J. P. Rylands (vol. 31). 「雑記録」. 一三三三年の「十及十五分の一税」納税者についてランカシャーの全村落に亘る記録の印刷である。

[80] *Loans Contributions Subsidies and Ship-money paid by the Clegys of the Diocese of Chester (vol. 12 「雑記録」)*. チェスター管区の僧侶を対象にして一六二二、一六三四、一六三九各年の寄附、一六二四、一六二七年の特別税、一六三五、一六三六年の第一・二回船舶税についての記録。

[31] Three Lancashire Subsidy Rolls (vol. 12「雜記録」一五四一、一六二二兩年におけるサルフォード、ランドレットと一六二八年のロイヤル・レイランド、マンズフィールドの特別税が各村落単位に全文記載されてゐる。

[32] Hearth Tax Return for the City of Chester, 1664-65 (vol. 52, 「雜記録」)。「垢税」史料の完全複製版である。司法関係。

[33] Lancashire Inquisitions Ed. by J. P. Lylands (vols. 3, 16-17)。「訊問調書」として知られてゐる史料のランカスター伯領に所屬するものうち、特にランカシャー関係を完全複製したのが全三冊として刊行されており、第一巻がフランタムネット、第二巻がチャーター、第三巻がスタチュメント期の相當である。なおこの王の特権を審査するためは32 Hen. VIII C. 46で設定された「後見裁判所」が市民革命の過程で消滅し、同時に本史料も跡絶えることは周知の通りである。

[34] Cheshire Inquisitions Post Mortem Stuart Period 1603-1660, Vol. I A-D, Vol. II E-O, Vol. III P-Y, Ed. by R. Stewart-Brown (vols. 84, 86, 91), チャムパの「死後訊問調書」でスタチュメント期の約三〇〇件の記録が抜萃形式により印刷に付されてゐる。

[35] Pleadings and Depositions in the Duchy Court of Lancaster, Time of Henry VII and Henry VIII, Ed. by H. Fishwick (vols. 32, 35, 40), タムプリング「ロッキンテイル経済史」等にもしばしば利用されたためわが国の研究者

にも馴染深からう。一三九九年設置された特権伯裁判所のランカシャー関係の訴訟の完全複製である。上級裁判所として自由民間の紛争解決が主であるが必ずしもそればかりではない。

[36] A Calendar of Lancashire Assize Rolls, Ed. by C. J. Parker (vol. 47), ジェーン王からヘンリ六世時代まで存在する Justice in Eyre のランカシャー関係史料の抜萃である。当州はノーサンブランド、カンバーランド、ウェストモアランドと共に一区域を成し、通説に言う七年毎の規則的巡回は騒乱に満ちた「北部」では不可能であつたらしい。なお、編者の「紹介」は短かいながら要を得てゐる。

[37] Some Court Rolls of the Lordships, Wapentakes, and Demesne Manors of Thomas, Earl of Lancaster, Ed. by W. Farrer (vol. 41), 一三二三～四年におけるランカスター伯所屬の下級裁判所記録の全文訳であり、当州十四世紀の所領経営を検討するには欠くべからざるものである。

[38] A Calendar of Lancashire and Cheshire Depositions by Commission, Ed. by C. Fishwick (vol. 11), 財務裁判所 Court of Exchequer の前に行なわれた「証言」deposition の「摘要」である。史料はヘリザンズの最初の時から一八四一年の Statute of 5 Victoria C. 5 により当法廷の管轄が大法官裁判所 Court of Chancery に移転されるまで存在したが、本書は一五五八～一七〇二年を対象としてゐる。

[39] Lancashire and Cheshire Cases in the Court of Star Chamber, Ed. by R. Stewart-Brown (vol. 71), 星法

Court of Star Chamber の訴訟記録の印刷として、例えは、マートン協会 (I. S. Leadam) の手になるもの等が最も広く知られているが、その龐大な史料は必ずしも公刊の機会に恵まれていない。本書は一〇八件のランカンヤ・チェンヤ関係の訴訟を抜萃したものであって、絶対王制期の両州の研究に貢献する処が大きかろう。

[4] Quarter Sessions Record with other Records of the Justice of the Peace for the County Palatine of Chester. 1559~1760, Ed. by J. H. E. Bennett and J. C. Dewhurst (vol. 94). チェンヤを対象とした四季裁判 Quarter Sessions の記録の印刷である。なほ、ランカンヤのロジは、チャム協会刊行の New. ser. vol. 77 に、チャム編纂により収められている。宗教関係。

[11] Annales Cestrienses; or Chronicle of the Abbey of St. Werbury, at Chester, Ed. by R. C. Christie (vol. 14). 十三~四世紀チェンヤ修道院に関する叙述で、著者は Simon de Wichechurch と推定される。

[12] Ledger-Book of Vale Royal Abbey, Ed. by J. Brownbill (vol. 68). Dalamere Forest の Vale Royal の修道院の「録書」Green Book と呼ばれるものの全文訳である。修道院の所領経営に関係する史料も若干含まれている。

[13] Register Book of Christenings, Weddings, and

Burials within the Parish of Prestbury in the County of Chester 1560~1636, Ed. by J. Croston (vol. 5). ランカンヤ南部 Macclesfield の大部を含む、バレストビュリ教区の教区簿 Parish Register の印刷であり、家系調査には必須のものであるが、経済史の史料としては人口統計以外には利用価値は少なからう。

[14] Register Book of Christenings, Weddings, and Burials within the Parish of Layland in the County of Lancaster, 1653~1710, Ed. by Rev. W. S. White (vol. 21)

[15] 同種の記録で九箇村落を対象とする。

[16] An Index to the Wills and Inventories 1543~1620, 1621~1650, 1660~1680, Ed. by J. P. Earwaker (vols. 2, 4, 15). チェンヤの検認裁判所 Court of Probate で検認された「遺言」「遺産目録」の索引である。なお、チェンヤ司教区は一五四一年（ヘンリ八世）より創始されたもので、以前はランカンヤ・チェンヤ両州はリチフィールド・カレントリ大司教区に含まれ、検認もそこで行なわれた。当史料の一六五〇~一六〇年が欠けているのは、すべての検認がカンタベリ特權法廷で行なわれたためで、王制復古と共にこれは元に戻した。

[17] A List of Lancashire Wills, 1457~1680 Ed. H. Fishwick (vol. 10). リンル河以北の遺言状の検認はチェンヤ司教の代理 commissary により、リッチモンド副司教裁判所で行なわれたが、本書はそれを対象としている。

(一橋大学講師)